

平成27年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成27年3月26日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町職員定数条例等の一部改正について
- 第3号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第4号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第7号議案 幸田町行政手続条例の一部改正について
- 第8号議案 幸田町税条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第10号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第13号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
- 第14号議案 幸田町介護保険条例等の一部改正について
- 第15号議案 幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定について
- 第16号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
- 第17号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第18号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第19号議案 町道路線の認定について
- 第28号議案 平成27年度幸田町一般会計予算
- 第29号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第30号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第31号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第33号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 第34号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算
- 第36号議案 平成27年度幸田町水道事業会計予算
- 陳情第1号 年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める陳情書

- 日程第3 議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部改正について
議員提出議案第2号 幸田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
議員提出議案第3号 年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める意見書
(案)の提出について
- 日程第4 第37号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第5 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
教育長 小野伸之君	企画部長 大竹広行君
総務部長 小野浩史君	住民こども部長 桐戸博康君
健康福祉部長 鈴木司君	環境経済部長 清水宏君
建設部長 近藤学君	教育部長 春日井輝彦君
消防長 山本正義君	消防次長兼 消防署長 壁谷弘志君
会計管理者兼 出納室長 牧野洋司君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長(大嶽弘君) 皆さん、おはようございます。何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

予算特別委員会におきまして要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、議案関係資料中におきまして、表内の数値に誤りがございました。内容は、正誤表にて記載をさせていただきましたが、第3号議案関係の期末手当の支給月数の増減月数を誤って記載をいたしました。内容精査が至らなかったことにつきまして、おわびを申し上げ、訂正をお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者13名であります。

議事日程は、本日、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 杉浦あきら君、3番 志賀恒男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第2号議案から第19号議案までの18件と、第28号議案から第36号議案までの9件及び陳情第1号を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

7番、池田久男君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果の報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

総務委員会審査結果報告書

平成27年3月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 池田久男

平成27年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第2号 幸田町職員定数条例等の一部改正について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第3号 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改定することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第4号 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。平成27年4月1日以後に町長が任命する教育長が特別職の職員で常勤のものとなること、並びに町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について。国家公務員の給与の改定に準じ職員の給与を改定することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。特定工場における緑地及び環境施設の面積率の緩和を図ることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

議案番号第7号 幸田町行政手続条例の一部改正について。行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町税条例の一部改正について。町民税及び固定資産税の減免基準の見直し並びに固定資産税に係る前納報奨金交付制度の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

4番、鈴木雅史君。

〔4番 鈴木雅史君 登壇〕

○4番（鈴木雅史君） おはようございます。

審査結果の朗読をもって報告させていただきます。

産業建設委員会審査結果報告書

平成27年3月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 鈴木雅史

平成27年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

第17号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について。農地法第52条の3の規定による工場に係る農地台帳記録事項要約書の交付手数料を創設することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。一般職の職員の給与の改定に準じ職員の給与を改定することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 町道路線の認定について。道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

[4番 鈴木雅史君 降壇]

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

3番、志賀恒男君。

[3番 志賀恒男君 登壇]

○3番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果につきまして報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成27年3月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 志賀恒男

平成27年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第9号 幸田町子ども・子育て会議条例の制定について。子ども・子育て支援法の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について。子ども・子育て支援法等の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。深溝子育て支援センターを廃止することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。国民健康保険税の減免規定の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第13号 幸田町国民健康保険条例の一部改正について。国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第14号 幸田町介護保険条例の一部改正について。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律等の施行及び第6期介護保険事業の運営に必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第15号 幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定について。いじめ防止対策推進法の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第16号 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について。地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情 1 年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める陳情書。国に対し年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔3番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、浅井武光君。

〔15番 浅井武光君 登壇〕

○15番（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

予算特別委員会審査結果報告書

平成27年3月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 浅井武光

平成27年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果のとおりに朗読いたします。

第28号 平成27年度幸田町一般会計予算。総予算額137億9,000万円、第2条、地方債、第3条、一時借入金最高額10億円、第4条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第29号 平成27年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額2,280万1,000円、土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第30号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額36億9,075万7,000円、国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額3億1,167万2,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第32号 平成27年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額17億4,474万6,000円、介護保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第33号 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算。総予算額3億6億6,971万8,000円、幸田駅前土地区画整理事業運営費、第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第34号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額3億8,858万8,000円、農業集落排水事業運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額7億5,555万7,000円、下水道事業運営費、第2条、地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 平成27年度幸田町水道事業会計予算。第1条、総則、第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万4,361戸、(2)年間総給水量470万6,000立方メートル、(3)1日平均給水量1万2,858立方メートル/日、(4)主な建設改良事業配水施設建設費3億9,324万8,000円、配水施設整備改良費2億9,532万8,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入7億9,645万9,000円、支出7億2,861万円。第4条、資本的収入及び支出、収入2億2,980万6,000円、支出7億1,188万5,000円、第5条、一時借入金限度額1億円、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費8,442万8,000円、第8条、他会計からの補助金1,000円、第9条、棚卸資産購入限度額887万1,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上、報告いたします。

[15番 浅井武光君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) まず、2号議案の幸田町職員定数条例等の一部改正ということですが、この等が入ることによって、この議案の内容がくちやくちやになつてということが、まず1点指摘を、これはあなた方に指摘。

ここにもありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例の改正ということでもあります。この中で、教育委員長を廃止して教育長にその権限を吸収させる、こういう内容があるわけです。この点で、三つの大きな問題点があるというふうに思っております。

そうした点で、委員会で首長が任命をする新しい教育長、これについてどういう御審議がされたのか。それは、委員が現在は教育長を罷免をすることができるんですね。しかし、今回、こういう形で首長が任命をする、そういうことになると、教育委員に付与されていた教育長の罷免権がなくなってしまう。こうした点について、委員会ではどういう御審議がされたのか、説明答弁をいただきたい。

○議長(大嶽 弘君) 7番、池田君。

○7番(池田久男君) 委員会においては、その罷免については当該部分には審査を行っておりません。

以上です。

○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 非常に重要な権限が教育委員から奪われてしまったと、こういう点でいきますと、教育の民主的な関係から含めていきますと大きな問題だというふう

思う。

次に、首長が教育大綱を制定する、こういう権利が付与された。こうした内容、いわゆる教育大綱を制定する権利問題、あるいは教育大綱とはそもそもどういう内容を持つものか、こういう点で委員会でどういう御審議がなされたのか、説明答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） その教育大綱についての部分ですけど、委員会において当該部分については審査を行っておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 三つの問題というふうに申し上げましたが、二つほど申し上げましたが、三つ目は総合教育会議、こういうものが新たにつくられる。その総合教育会議というのは、首長と教育委員の合同の会議ということですが、そうした点で本会議の中でいろんな質疑が交わされる中で、教育長の覚悟も併記をされました。そうしたことも含めて、委員会ではこの総合教育会議、その持つ性格、そういった点、あるいは問題等が委員会で審議されたのかどうなのか、答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 総合教育会議、その中身の性格、問題点、委員会においては当該部分については審査を行っておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 引き続き、教育委員会のそもそもの問題という点で、これも三つの基本的な問題があるというふうに私は思っております。そうしたことも含めて、委員会で、中央集権ではなくて地方分権だよ、これが教育行政の中の根幹をなす。国の言うがままに右へならえ、それは戦前の軍国社会をつくり上げる、そういう教育を進められる。その中で、教育は中央集権ではなくて地方分権だよ、子弟教育は住民に責任を負うんだと、こういうものが教育基本法の中でも明記されているわけですが、そういった点で今回のこの条例の内容が非常に、先ほど申し上げたとおり、職員定数条例等と、等の中に全部包含しちゃったものだ。大体それで、まあ、そんなこと言ってはこれ以上はいかん、ということなので、ちょっと曖昧にされている面があるわけですが、こうした点で地方分権、いわゆる教育とは住民に責任を負うものなりということなんです、その点についてはどうでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 中央から地方分権へということでありまして、教育は住民に責任を負うということ。これについても、委員会においては当該部分については審査を行っておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つは、一般行政から教育行政は独立をしなければならん、また独立してしかるべきだということが指摘できるわけですが、そうした点で、一般行政について回る教育行政であれば、先ほど言ったような中央集権的な性格を帯びている。教育は住民に責任を持つ、これが原点であります、そうした点での議論はされましたかどう

か、説明答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 委員会においては、当該部分については審査を行っておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、第6号 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定、いわゆる条例を制定をしてまで工場における緑地規制というのがある。その緑地規制を緩和をする。さらに、その工場における環境施設、これも面積比率を緩和をする。その狙いは何なのか、工場が生産活動を旺盛に進められる、効率よくやる、これは町長が答弁された。しかし、日本が高度成長のころに経済最優先で日本を公害列島に巻き込んできた、こういうことがあるわけですが、そうした点で、どういう工場内における緑地面積の緩和、さらに環境施設の面積比率の緩和、この点については委員会ではどういうふうにされたのか。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 緑地面積、また環境施設の面積では、別表のように20社ある中で、5から7%ぐらい違反しているじゃないかということで、行政指導はしたかどうかということでもありますと、また緑地の判断でございますけど、芝生とか自然の環境に配慮した樹木等を設置したものということの考えでございます。また、環境施設とは、自然の環境、職員の生活環境ということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 条例の説明を求めたわけじゃないです。私は、こういう緑地を規制をしていく、規制を100分の20とか25、それを10とか15にする。規制を緩和をする、そのことによる弊害というのはあるわけです。幸田町は緑豊かなまちだと町長が力むけどね。それはそうでしょう。しかし、その一方で、こういう条例を制定してまでも工場における緑地面積を規制緩和という形で引き下げる、環境施設もしかるべく。そうした点で、委員会でどういう審議がなされたのか、こういうことをお尋ねしとるんであって、質問に答えていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今回の率が下がっているものについては、企業立地者のほうで行政指導をしていくよということと、それとやはり生産性を高めるということで規制緩和をしたということございまして、その他の部分については当該審査を行っておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の関係からいくと、非常に矛盾の多い幸田町の抱えているいろんな行政の中で、企業立地マスタープランというのがあります。その企業立地マスタープランでは、緑豊かな環境の維持と町内への定住促進を、こういうふうに掲げとるわけです、マスタープランではね。その掲げているマスタープランに相反するような形で工場の緑地面積を、もっと小さくてもいいよといって規制を緩和をする。環境施設も、そんなとこまでつくらんでいいと、もっと小ぢんまりして形だけでいいよと、こういう内容を条例を制定してまで規制緩和をする。

もう一つ、一方では、町長は、私は旧三菱レイヨンが昔の通産省から工場公園として表彰されましたよということを紹介をいたしました。町長は何をもってか飛びついて、そのことに飛びついて公園工場を誘致したいと、こういう答弁をされとるんです。片一方で緑地をどんどんどんどん削る、環境施設もどんどんどんどん削っていく。その一方では、公園工場的な企業を誘致したい、ちゃらんぽらんです。こういう町長の答弁もあるわけです。

ですから、そういう内容も含めて、さらに企業立地マスタープランの中では、先ほど申し上げたとおり、緑豊かな環境の維持と町内への定住促進を図るといふ点からいきますと、相反する条例の内容ではないでしょうか。こうした点で、委員会ではどういう御審議がされたのか、説明答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 一方で、生産性を高めるといふ部分と、もう一方は企業誘致に大変緩和すれば有利だといふことでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、それは今回の条例の制定の狙いだよと。しかし、企業立地マスタープランといふのは、幸田町がこれから企業をどんどんどんどん誘致する、その指針となるのがマスタープラン。そのマスタープランの中で、先ほど申し上げたとおり、緑豊かな環境の維持と町内への定住促進、こういうのを掲げている。そして、議会答弁でも、先ほど申し上げたとおり、町長は公園工場的な、公園の中に工場がある、そういう発想だろうといふふうに私は思うわけです。公園工場的な企業誘致を進めたいと、この点について矛盾はしてないですかといふことを私はお尋ねしたい。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） その当該部分については、当委員会では審査していません。

○議長（大嶽 弘君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案27件と陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 上程されております議案につきまして、順次反対討論を行ってまいります。

第2号議案 幸田町職員定数条例等の一部改正について。

2014年6月、教育委員会制度を定める法律、地方教育行政の組織と運営に関する法律であります。この地方教育行政法が改正されたことに伴い、教育委員会に関する条例や規則が変えられるために、この条例改正が行われるものであります。

教育委員会は、戦前の軍国主義教育の反省から、首長による支配を廃止、住民による合議体の執行機関として発足をいたしました。しかし、教育委員の公選制の廃止など、教育委員会の機能を十分に果たせなく、教育委員会での審議は事務局が提出をする議案を追認するだけとなり、特に2011年の大津市いじめ自殺の隠蔽体質が大きな批判を招いてきました。

このことをきっかけとして、安倍政権は、教育委員会そのものを廃止する案を出してきましたが、この廃止案に広範な人々が反対を表明し、この廃止は見送られ、制度を残した上で首長の関与等を強める改正案が提出をされ、成立が強行されたものであります。

具体的には、首長任命の新教育長、首長の教育大綱制定権、首長と教育委員会との協議体である総合教育会議のこの三つの新しい仕組みが加わりました。現行法の教育長は教育委員であり、かつ教育長も兼任するもので、教育委員は特別職、教育長は一般職であります。これが、改正法は教育長そのものが常勤の特別職となりました。これによって、条例提案とされているものであります。現行法のもとで選出された教育長の任期までは、体制は以前の法律どおり、教育長もそのまま継続という経過措置がとられ、教育長の任期が終了したときに法改正に基づく体制となります。

私ども日本共産党は、教育委員会制度の改悪は、国や自治体首長の意向を教育に反映しやすくするため教育委員長と教育長を一体化し、権力的支配を強めるものであると反対をしてきました。このことから、教育行政に首長の政治的考え方が反映され政治介入すべきでないことを求めるものであります。

教育委員会は、多様な民意を反映すべく活動を活性化させ、教育委員が、保護者、子ども、教職員の不満や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックし改善するなど、教育委員会が本来の役割を果たせるようにすることを求め、反対討論といたします。

第5号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、第18号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、同じ内容でありますので、あわせて反対討論をいたします。

昨年の夏の人事院勧告に基づく地方公務員の給与を改正するという人勧に沿った内容の提案であります。給与制度の総合的な見直しで、公務員の恒久的な賃下げにつながる

もので、平均2%の引き下げを行いました。その人勸の内容に沿った町職員の給料表の改正では1.9%の引き下げで、影響額は202万円の減額、1人当たり7,600円、対象者は266人に及ぶものとなっております。全職員の約6割が給料が下がることが明らかになりました。

昨年8月7日に、全国知事会・市町会・町村会の地方3団体から、アベノミクスの効果は地方まで十分に及んでいるとは言えない。さらに、地方においては急速な少子・高齢化の進展により、現役世代の人口減少などを通じて地域経済の活力が奪われ、若年層を初めとする人口流出に拍車がかかっている。こうした中で、この勧告により地方と都市部の公務員給与水準の格差が生じるばかりでなく、結果として官民を通じて地域間格差が拡大することになりかねないと共同声明が出されました。

公務員の賃金は、職務給の原則により全国共通であるはずですが、2005年の勧告で導入された地域手当により地域間格差が持ち込まれました。今回の給与改正条例は、公務員の生涯賃金を大幅に下げるものであります。給与制度の総合的見直しは、給与の引き下げと地域手当格差の拡大による地域間格差をさらに拡大すると指摘し、反対するものであります。

第6号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。

地域主権改革第2次一括法で準則を策定する権限が移譲され、緩和することができることによる改正であります。工場立地の規制緩和であります。特定工場は、敷地面積9,000平米以上、建築面積3,000平米以上で、町内特定工場は20社。今まで、特定工場においては緑地面積、環境施設の面積などの割合の基準に沿って自然や環境を守ってきました。しかし、事業用地の拡大や新たな設備投資、企業が進出しやすいように基準を緩和することは、環境悪化につながるものであります。

緑地は、騒音防止効果、CO₂など温室効果ガスを取り除く効果、また火災や爆発など事故発生時の緩衝地帯の役割、環境保全や防災効果の役割を果たすものであります。地球温暖化防止という地球規模で取り組んでいるとき、緑地・環境面での規制緩和は逆行するものであり、反対するものであります。

第8号議案 幸田町税条例の一部改正について、改正理由の町民税及び固定資産税の減免基準の見直しについては賛成するものであります。固定資産税の納期前納付に伴う前納報奨金の交付制度の廃止に対して反対するものであります。

長引く不況とアベノミクスによる経済の行き詰まり、加えて、昨年4月からの消費税率5%から8%への引き上げによって消費が冷え込み、増税不況が深刻化しております。厚生労働省が発表した昨年11月の調査では、勤労者の実質賃金が17カ月連続で前年を下回っているなど、町民が置かれている状況は暮らしが大変になっていることでもあります。

納期前納付は、納税義務者の50%が前納をしており、町民にとっては節税、ささやかな楽しみであります。町財政にとっては、税の納付が確実になるメリットがあり、税の有効活用につながるものであります。前納報奨金額14億5,000万円が確実に納付をされ、税の把握ができます。よって、この前納報奨金制度の廃止に対し、反対する

ものであります。

第10号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援新制度が4月から実施をされ、従来の仕組みを大きく変えるものであります。新制度では、保育の利用に先立って市町村の支給の認定を受けなければなりません。保育を必要とする子ども、保育を必要としない子ども、この認定を受けなければなりません。また、新制度は、それまでの使用料を保育料と位置づけますが、子育て支援と言いながら、保育料の負担増となる引き上げ世帯が出ていることであります。

新制度の保育料は、今までは所得額による所得階層から住民税所得割額の所得階層となりました。保育料は、所得税、住民税の税額に連動しているため、年少扶養控除の廃止に伴い所得階層が上がることから、みなし控除を適用し旧税額で再算定し、引き上げとならないように行われていたのが、新制度では年少扶養控除が加味しないものとなっており、平成27年度試算では、188人が負担増、90人が減となっております。みなし控除の再算定をしないと、第6階層から第7階層になった場合、3歳児では年間3万円、4歳以上児では年間4万2,000円の負担増となります。まさに、保育料の引き上げにつながるものであります。

国は、市町村の判断で新規利用者も年少扶養控除を加味して利用者負担額を設定することを妨げるものではないとしております。みなし控除で再算定し、負担増とならないようにすべきと指摘し、討論とします。

第14号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてであります。

昨年6月に成立を強行した医療介護総合法で、介護では要支援者の訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、市町村の地域支援事業に移行させる方針。この方針は、サービス提供の確保の見通しが立たないと大問題となりました。開始を第6期計画が始まると、2015年度からとしておりましたが、2年間の猶予期間を設けざるを得なくなり、条例提案でも体制整備の期間を2年間とし、2017年度から総合事業を行うとしております。要支援者へのサービスを低下させず、現行水準の介護サービスの実施を求めるものであります。さらに、新たに要介護認定を受ける権利を保障し、チェックリストによる振り分けを行わないよう求めるものであります。

平成27年度から29年度までの3年間の第6期介護保険料について、日本共産党は介護サービスの拡充と保険料引き上げをしないよう求めてきました。そして、1億2,880万円の介護基金の活用で高齢者の負担増とならないよう求めてきたものであります。

その結果、基金1億1,650万円を投入し、基準額3,800円を4,100円と、月額で300円のアップに抑えることができたのは評価をするものであります。しかし、やっぱり介護保険料の引き上げは高齢者にとっては負担増であります。所得による段階は、第5期と同じ11段階で、低所得者層と中間層の率を変えましたが、第5段階の基準額は年間4万5,600円が4万9,200円に、3,600円のアップで7.89%の引き上げとなりました。改正前の第7段階は第6段階、5万2,440円が5万6,580円で4,140円のアップ、第8段階は第7段階になり、5万7,000円が12

5%を率とし6万3,9760円、130%の率とし、6,960円にアップ。第9段階を第8段階、150%率とし、第9段階155%率に上げ、6万8,400円が7万3,800円と5,400円のアップ、7万6,260円で7,860円のアップとなりました。第10段階は、175%の率を180%の率に引き上げ、7万9,800円を8万8,560円に8,760円のアップ、第11段階は185%の率を190%の率に上げ、8万4,360円を9万3,480円と、9,120円のアップとなりました。そして、年最高で9,120円の増額をしたものであります。このように、中間所得階層の率の引き上げを行っております。

また、生保世帯全員非課税世帯の低所得階層は45%で変わらず、2万520円が2万2,140円に、1,620円のアップとなり、厳しい状況ではありませんか。介護保険料は、いや応なく年金からの天引きであります。年金は減らされ、そして保険料は負担増となれば生活も厳しくなり、介護サービスが受けられず、まさに保険あって介護なしであります。保険料と利用料の減免の拡充をすべきであります。

厚生労働省が、介護保険料に対する独自減免について独自補填はできないと通知をしていた問題で、日本共産党の問い合わせによって、法令上は禁止されていないと認めてまいりました。住みなれたまちで安心して暮らすことができるように減免制度の拡充を求めるものであります。介護保険料、そしてまた利用料の減免制度の拡充を求めて、反対討論いたします。

第28号議案 平成27年度幸田町一般会計予算、幸田町の予算編成を行う上で、国の政治に大きくかかわってまいります。このことから討論もしてまいります。

今、安倍政権の経済政策によって、大企業や一部の富裕層が膨大な利益を上げる一方、中小企業は消費税の8%増税や円安による原材料高を価格に転嫁できずに、経営難に陥っております。また、労働者の実質賃金は17カ月連続で下がり続け、年金の引き下げなどが行われる中で、昨年4月からの消費税増税と物価高、その上、社会保障料の切り下げで町民の置かれている状況は、ますます厳しくなっております。

安倍政権は、社会保障のためと言って、消費税を増税しながら介護、医療、生活保障など制度改悪を行い、切り捨てているのであります。消費税の増税で、地方消費税交付金は2億6,000万円の大幅増となりましたが、法人町民税の一部国税化による減収が、今予算では一部影響で1億5,000万円の減額、消費税増税による3%の歳出は1億円を見込まれております。このように、消費税増税で町の税収がふえるわけではありません。消費税10%への再増税は、中止すべきと求めるものであります。

自主財源の確保として、法人町民税の適正課税の実施を求めます。大企業への応分の負担として制限税率を適用すべきであります。

10月から実施する社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をしている全員に生涯変わらない12桁の番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものであります。国は、行政手続きが便利になると言いますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報国が一手に握ることへの懸念、情報漏れ、プライバシーの漏えいなどが危惧されるものであります。さらに、マイナンバー制度で金融機関の預貯金口座に国民番号をつけることを定め、義務化する

考えであります。企業による個人情報目的外利用などと、なし崩しに拡大するなど、国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に推進する今予算に反対であります。

4月からの子ども・子育て支援制度によって、保育制度が大きく変わります。保育を必要とする子、保育を必要としない子と振り分け認定をするものであります。公的保育制度を崩し、基準がさまざまな保育サービスの導入、営利企業参入の拡大などは保護者の願いに逆行する制度と指摘するものであります。

保育水準を後退させることなく、子どもたちの発達を保障する保育の実施など、また待機児をつくらず希望する保育園への入所など、子育て世帯の子育て支援の充実を求めるものであります。

新制度のスタートで、保育料の所得階層が住民税所得割額となります。年少扶養控除の廃止でランクが上がる世帯は負担増となることから、みなし控除の再算定で引き上げにならないようにすべきであります。

名鉄バス路線の廃止によって住民の足が奪われたことは、当初考えられてきた以上に深刻な事態となっております。車の運転ができない、子どもたちや障がいを持つ人、高齢者など、移動手段がなくなった、バスを走らせてほしいと復活を望む声が出ております。こうした交通弱者の声に耳を傾け、コミュニティバスの増便による拡充や高齢者への福祉タクシーの拡大、デマンドバス導入など、足の確保を求めます。

町と国のパイプを太くして企業誘致を加速する企業誘致優先の予算になっていると言えます。財政的に安定して町政運営を進めるために取り組むためと言われました。そして、ものづくり研究センターを創設すると言われますが、まさに、今、安倍政権が進める地方創生の国の事業にのっかった、まち・ひと・しごと創生法に基づくもので、5年間を対象期間としております。さらに、特定工場の立地の基準緩和で企業が進出しやすい条件整備づくりであります。町にとってどのような効果があるのか、いま一つ、わかりません。自然環境を破壊して企業の城下町にならないよう、バランスのとれたまちづくりを進めるようにすべきであります。しかしながら、個別の施策では、子育て支援や福祉、教育は後退させることなく取り組んでおられることは評価をするものであります。

安倍政権による経済政策、いわゆるアベノミクスは大企業や一部の富裕層には恩恵をもたらしていますが、国民や中小・零細業者には恩恵どころから苦しみを強いるもので、格差社会をますます拡大させています。こうした国の悪政に対し、暮らしを守る防波堤となって町民の福祉増進という地方自治体本来の役割を発揮されるよう求めて、反対討論いたします。

次に、第30号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

高過ぎて払えない国保税となって滞納世帯が増加しているのが、幸田町でも、また全国でも大きな問題となっております。その大もとにあるのは、国の予算削減と加入者世帯の貧困化であります。国保加入者は、7割異常が非正規労働者や失業者、退職者、年金生活者などで、ほかの健康保険などに比べ低所得であり、企業などの事業主負担もありません。そのため、皆保険制度からも国がしっかりと責任を果たす必要があります。し

かし、国は1984年から2012年度の28年間で、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を50%から23%へと半減させてきました。その結果、加入者に高過ぎる国保税となっているのであります。一方で、長引く不況と構造改革で、国保世帯の所得は減り続けております。これでは、滞納がふえるのは当然であります。

ところが、国は、今、国保への財政責任は後退させたまま住民負担増と国保の広域化、都道府県単位化を進めております。今予算では、1円以上の全てのレセプトを市町村が都道府県ごとに共同で設置している国保連合会で処理する仕組みとなっております。これは、2012年の国保法改正によるものであります。この共同事業は、国保を都道府県に運営主体を移す都道府県化と市町村の一般財源からの繰り入れを削減し、国保税の値上げにつながる平準化を進めていくことを狙ったものであると指摘できます。幸田町国保は、県下でも1人当たりの医療費が低いほうに位置しております。共同事業では、歳出が高くなり負担増となっております。

国は、3月3日の閣議で、国保の都道府県化を盛り込んだ医療保険制度改悪法案を決定をいたしました。国保の都道府県化は、医療費削減の新たな仕組みをつくるもので、2018年度実施を狙ったものであります。新制度では、都道府県が各市町村の納付金と標準保険料率を決定し、市町村はこれをもとに保険料を決めて徴収するため、保険料値上げや徴収強化につながります。納付金などは、医療費の実績や所得水準をもとに決められ、医療費の抑制が一層迫られるものであります。今でも高い国保税が、さらに上がることが懸念されます。低所得者の受診抑制につながり、お金のあるなしで医療が受けられるものではなく、誰もが安心してかけられる医療制度の拡充こそ求められるものであります。

2月12日、国保の都道府県化で地方3団体との合意で保険税の引き下げが可能となる保険者への財政支援として、公費拡充による財政基盤の強化が毎年約3,400億円確認されました。2015年度から、低所得者対策として保険者支援制度の拡充約1,700億円、2018年度以降は、さらに国費を毎年1,700億円投入するとしております。都道府県化をにらんでの予算措置ではありますが、市町村国保に繰り入れるのが単純に平均しても1億円近く繰り入れがふえることになり、この財源を活用して全体の国保税の引き下げと18歳未満の子どもの均等割を廃止し、国保税を引き下げ、子育て支援を求め、反対討論といたします。

第31号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算であります。

75歳以上の高齢者を、それまで加入していた保険制度から切り離し、別の医療保険制度に追い込むもので、年齢で差別する制度に対して反対するものであります。

この制度は、小泉政権の構造改革路線の柱として2008年に実施が強行され、年金からの保険料天引きなどが実施されると、うば捨て山と国民の怒りが爆発し、あわせて保険料軽減の特例措置を行いました。2年ごとに保険料が引き上げられる制度であります。2,018円から2014年度には8万2,584円と、平均保険料が15%、1万円余負担がふえております。ところが、国は75歳以上の後期高齢者医療の保険料を最大9割軽減している特例措置を段階的に縮小し、2017年度から廃止をするというもので、愛知県では被保険者82万3,000人のうち約半数の39万6,000人が対象

となり、負担増となります。1人当たり年間平均1万420円の負担増で、保険料が10倍になる人も出てまいります。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会では、2月9日に保険料軽減特例の継続を求める意見書を全会一致で採択をし、国に対して提出をいたしました。このように、75歳以上の高齢者を医療から締め出す保険制度に反対するものであります。

第32号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計予算であります。

2000年度から始まった介護保険は、今予算から第6期目となります。昨年6月に成立した医療介護総合法によって、住みなれた地域で安心して暮らしたいという願いとは裏腹に、介護保険制度の改悪が進められようとしていることであります。

改悪の第1は、要支援者の介護外しであります。訪問介護、通所介護を保険給付から外し、国が主体である地域支援事業の中に新総合事業を設けて多様なサービスを提供させることであります。しかし、受け皿の確保が難しく、保険財政の圧迫につながるものであります。

第2に、特別養護老人ホームの入所を原則として要介護3以上に限定したことであります。幸田町の待機者は、県の調査によりますと87人であります。3月から新たに特別養護老人ホームが開所したにもかかわらず、待機解消は極めて減退されるものであります。特養から締め出されてしまう人の対策は見当たりません。

第3に、3年ごとの介護保険事業計画の中に保険料の値上げが盛り込んでいることであります。また、低所得者が介護施設を利用する場合に、食費、居住費を軽減する補足給付の縮小・打ち切りも、ことし8月から実施をされます。在宅でも施設でも利用料の大幅負担増を盛り込んでおります。

さらに、厚生労働省作成のモデル事業の資料では、市町村ごとにつくった多職種の会議などを通じて介護利用者のサービス集結を判断し、卒業させる仕組みが明記をされております。このような介護保険から卒業を強要する国のやり方を押しつければ、高齢者の暮らしは成り立ちません。また、介護認定者をふやさない仕組みづくりとして、チェックリストで判断し申請を受けさせず、新たな地域支援事業に振り分けるものとなっております。これでは、介護を受けたくても受けられず、介護認定の申請を保障すべきであります。要支援者への現行の介護保険サービスの保障をすべきと求めて、討論といたします。

第34号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、第35号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算、第35号議案 平成27年度幸田町水道事業会計予算については、消費税増税にかかわる反対であります。

以上で、反対討論といたします。

○議長（大嶽 弘君） ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時23分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、杉浦君。

[2番 杉浦あきら君 登壇]

○2番(杉浦あきら君) 第28号議案 平成27年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

社会情勢は、アベノミクスなどの経済対策により、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、消費税が引き上げられた影響もあり、個人消費等に弱さが見られる状況となっています。

本町におきましても、町税、固定資産税、法人税など回復傾向にあり、前年度比1.3%増の84億7,866万円となります。このような状況の中、新年度においても、防災安全対策と将来を見据えた計画づくりを重点施策と位置づけ、子育て支援や教育などの施策にも配慮し、また夢のあるまちづくりのために、駅前や3地区の都市基盤整備など積極的な取り組みが求められています。

都市基盤整備としては、消防救急無線デジタル化を初めとして、防災安全対策では町内初の道路電光掲示板、LED防犯灯リースなどが織り込まれた。また、子育て支援や教育面で、児童館建設構想、荻谷小学校体育館つり天井耐震化などが事業化された。一方、財政運営に当たっては、リーマンショックの教訓を生かし、財政調整基金の保持並びに公債費の減少に向けての配慮がされている。

なお、将来に向け第6次幸田町総合計画などの各種計画の策定や公共施設等総合管理計画など、各施設の長寿命化計画、修繕計画の策定を行うなど、行政改革に努め持続可能な財政運営を期待する。

それと同時に、六つの重点項目、安全で快適な都市基盤・生活の環境づくり、環境と調和するまちづくり、多様な産業が育つまちづくり、健康福祉のまちづくり、地域文化・人づくり、健全な行財政による確かなまちづくりが充実したものとなるよう念願する。

最小の経費で最大の効果をという地方自治の原則を十分に認識し、効率的、効果的な事務事業の執行を図り、住民全員が満足する夢のある心のかよふ活力あるまち、人と自然を大切にする緑住文化都市の実現に向け全力で取り組んでいただくことを期待して、賛成討論といたします。

以上です。

[2番 杉浦あきら君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

[14番 伊藤宗次君 登壇]

○14番(伊藤宗次君) ただいま討論に付されております各案件について、順次討論をしてみたいのですが、予算特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々時間を要しますので、よろしくお願いをいたします。

議案番号2 幸田町職員定数条例等の一部改正であります。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け、教育行政と教育委員会に関する規定条項を改悪をする内容であります。

もともと教育委員会は、戦後、住民自治の組織としてスタートをし、住民代表の教育委員から成る教育委員会が最高の意思決定機関、それが教育行政を指揮監督をするという建前でございます。しかし、現実には教育委員会での審議は、事務局が提出をする議案、異議なしで追認するという形骸化が進み、国の教育意志を地方に徹底する上意下達の下組織という性格を色濃く帯びております。こうした経過と背景の中で、首長の関与を強める改悪法が成立をいたしました。

一つは首長が任命する新教育長、二つ目は首長の教育大綱制定権、三つ目は総合教育会議、これは首長と教育委員会との協議体、こういう新しい仕組みが加わりました。教育委員会が最高の意思決定機関である建前に変更はございません。

教育の目的は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期することにあることが教育基本法で宣言をされております。それは、教育委員会制度発足の三つの根本方針があるからであります。一つは中央集権ではなく地方分権、二つ目は民意の反映、三つ目は一般行政からの独立であります。法改悪後も、教育委員会は合議制の執行機関である、その意思決定は教育長及び委員による会議において出席者の多数決によって決せられるものであります。

同時に、法改悪では、教育委員長がなくなりました。その権限は、教育長に吸収をされております。教育委員による教育長を罷免できる権限が奪われたということでありませぬ。この点で、文科省の通知は教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化、こういう項目を立てて五つの点を挙げております。

一つは、最終権限が教育委員会にあること、二つ目はチェック機能強化の条文を活用すること、三つ目は教育委員による会議招集への対応、四つ目は教育長の教育委員への報告のあり方を規則で定めること、五つ目は教育長への委任事務の見直しであります。この具体化を図るべきであります。

改悪された法律は、首長の教育大綱制定を義務づけておりますが、教育委員会と調整していない事項を勝手に大綱に書いても教育委員会にそれを尊重する義務は課されております。教育委員会の判断、大綱とは別の執行を行えると、この通知は明らかにしております。

この点で、教育長は議会の答弁で、私の覚悟ということで、総合教育会議は二つの執行機関、つまり首長と教育委員会が話し合う。片方の言いなりになることではない。町長と4人の教育委員が話をし、折り合わなければ従わない選択をする。教育会議で何が書かれても、議事録に載せられても、それが決定でなければ執行しない。責任は重いですが、こういう気持ちで取り組んでいきたい、その覚悟と決意が披瀝をされました。その覚悟と決意を貫いていただきたいと思っております。

法律が改悪をされ、この改悪法のもとの条例改正であります。教育、住民自治、地方自治で行うという憲法の立場から進めるといふ精神から言っても、子どもの豊かな成長を願う立場からも、この議案に賛成するものではございません。

議案番号6 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく規則を定める条例の制定であります。

この条例制定は、工場立地に係る緑地面積の規制緩和と環境施設面積比率を引き下げ、

企業が工場敷地を利用しやすくする条例の制定であります。緑地面積割合を100分の20以上から100分の10、100分の5に緩和をする。さらに、環境施設面積の敷地面積比率を100分の25から100分の10、あるいは10に緩和をする、引き下げるものであります。それは、町長答弁でも示されておりますように、生産活動を高め、敷地の有効活用が図られるようにする。それが、まさに企業立地マスタープランが示す、日本で一番企業が活動しやすいまちづくりの具体化であります。

日本の高度成長期、企業の生産活動最優先政策のもとで、日本は公害列島へと変貌をし、全国各地で住民運動が立ち上がり、四日市公害、水俣病、イタイイタイ病などの公害垂れ流しのもとで、人の命と健康、環境が破壊をされる、これを許さない運動の高揚が沸き起こり、追求される中、工場立地規制法が成立をしました。環境破壊防止と緑地保全が図られる中で、不十分ながらも法の整備がされてきたものであります。

幸田町は、緑が豊かで環境もすばらしいと住民意識調査でも示される環境にある、この幸田町でありながら、企業が全てだ、企業のためなら何でもやる、何でもあり、こういう町長のもとで、緑地を削り環境施設が申しわけ程度で結構ですよ、こういう面積の緩和であります。

しかし、その一方、企業立地マスタープラン、企業にとって働く場に近く、緑豊かで環境のいいことが重大な要件だとして、緑豊かな環境の維持を掲げていることは、まさに自己矛盾も甚だしいものであります。まさに、ペテン師的なマスタープラン、緑地の規制緩和であります。

さらに、私は三菱レイヨン幸田工場が工場公園として、当時の通産省表彰を受けたことを紹介をいたします。町長が何をもってか、これは使える、飛びついて何の脈絡もなく公園工場を誘致したい、こういう答弁をされております。それは、まさに自己矛盾に満ちたキコウ奇論の類いであり、はちやめちや論法であります。このような認識と感覚を持つ町長が、条例を制定してまで強行をする工場緑地面積規制緩和、環境施設面積比率を引き下げる条例制定は、歴史の教訓を学ばないものだと厳しく指摘をするものであります。

議案番号28 平成27年度幸田町一般会計予算についてであります。

施政方針は、景気は緩やかな回復基調にあります。税収は大幅な伸びは見込めない、こういう状況だとして、リーマンショック前の町税最高額93億円を念頭に置いた感覚であると披瀝をしております。27年度の町税当初予算額は、84億7,000万円あります。平成19年、2007年、リーマンショック後の最高額を当初予算で計上するものであります。法人町民税の一部国税化で国に召し上げられる1億5,000万円を組み入れれば、86億円を上回る町税額であります。

つまり、大須賀町長が得意とする財政は厳しいとする嘆き節を歌って見せているものと指摘できるのであります。財政は厳しい、だから財布のひもを締める、それだけでは知恵がなさ過ぎます。知恵を出すと大げさに構えなくても財源がつかれることは、全国の自治体で実施をしている法人住民税の適正課税の実施であります。実施をすれば、新たに財源として3億4,000万円がつかれる。このことは既に明らかにされております。適正課税を実施せず財政が厳しいと嘆くことは、何を意図されているのか、それ

は企業誘致の障害になるからだと主張もされております。既に全国の都市の80%以上が実施をしている適正課税であります。

さらに、町長は幸田町のように財政力が豊かな地方交付税不交付団体、適正課税を実施をしていない、このようなことも議会で答弁をされてきた経過がございます。そのことで、この3月議会で明らかにされてきた。それは、全国の地方交付税不交付団体54団体中、適正課税を実施している団体は26団体であります。これらの26団体は、財政力が豊かだから、さらなる企業誘致をしなくてもいいと主張されていることでございます。要は、目の前の財源には目もくれず、ひたすら財政が厳しいを嘆くことに逃げ道をつくり、駆け込んでいっているものだと指摘できるものであります。適正課税を実施をされて財源をつくるべきだと改めて提案し、主張をするものであります。

都市計画税は、矛盾の多い税制であります。廃止すべきであります。この予算では2億8,800万円であります。適正課税を実施をすれば、廃止しても十分賄えるものであります。さらに、都市計画税を課税できる団体は、全国で1,354団体であります。そのうち課税している団体は653団体、48.2%であります。半数以上は課税をしない都市計画であります。計画的に廃止されてしかるべきであります。

保育料の多子減免2人目は半額、3年目以降は無料の子育て支援。しかし、上の子が卒園をすると半額が全額に、無料が半額になることは、子育て支援としては極めて不十分であります。せめて、その子が卒園するまで半額は半額で、無料は無料のままで継続することを提起するものであります。

脱原発、中電で新電力PPSを導入して電気料金の削減、効果が、成果が生まれております。新電力事業に参入をする企業はふえ続けております。必要にして十分な調査、準備で、PPSの導入、拡大をされ、経費削減と財源づくりをさらに進められるべきであります。現在、20施設に導入をしている新電力を21施設に拡大をするとの答弁であります。その効果、さらに拡大充実するために、引き続き新電力の活用、拡大を目指されるべきであります。

企業立地マスタープラン、緑豊かな環境の維持と町内への定住促進をプランで掲げております。さらに人口がふえた145市町村で共通として掲げられている施策、定住を目的とした住宅建設費補助が上げられております。町長は、共同住宅に住む住民も定住化する住民だと、まさにまぜっかえして曖昧にする。そういう認識と感覚ではなく、定住化支援策を復活すべきであります。

コミバスルートの見直しは、名鉄バスの町内ルート廃止で高齢者などの足の確保が極めて重要だということが明らかにされてまいります。名鉄バスは、岡崎上地まで運転しております。岡崎市との協議調整が必要であります。コミバスを上地まで乗り入れ、名鉄バスに接続するルートの開発と見直しを早期に実現されるべきだと提起をするものであります。

高校卒業までの医療費無料化が極めて重要だということが、保健協会の実態調査で明らかにされてまいりました。親の経済的理由で治療を中断をする、中止をする、さらには薬の投与を断る事例が明らかにされております。40%から50%という深刻な状況にあります。中卒から高卒までの対象者は1,189人、2,469万円あれば実現がで

きることも明らかにされてまいりました。財源云々の問題ではなく、町長の施策として実現されるべきであります。

2013年9月4日、最高裁は、法律上結婚していない男女の間に生まれた子どもの遺産相続を結婚している男女間に生まれた子の半分だとする民法の規定は憲法違反だと判決を出しました。この最高裁判決を受けて、2014年12月、民法が改正をされました。

これを受けて、結婚歴があるひとり親は所得税法上の寡婦控除が受けられるのに、結婚歴のない非婚の場合は受けられない。これはおかしいと、全国で60を超える市町村がみなし寡婦控除を適用するようになります。2014年では、全国で100を超える自治体がみなし寡婦控除を適用をしております。答弁は、控除額が少ないとか対象者が少ない、この理由を挙げて見送る、こういう内容であります。みなし寡婦控除適用を早期に実施をされるべきであります。

小学校、中学校のトイレ改修を計画的に取り組む予算の計上であります。年2校では、余りにも少なく時間がかかります。せいぜい3年程度で全小・中学校のトイレ全てを改修し、洋式化、洋式トイレの比率も高めることも必要であります。

町長の施政方針は、重点施策を中心に、後年度負担を配慮し、このように言っておりますが、後年度負担とは借金せずに重点施策を選択と集中で行政運営し、町民要望に応える、この論旨には起承転結がございません。自己矛盾に満ちた施政方針であります。この行政運営のもとで、子育てなど住民が安心して暮らせるまちを実現することを最重要点だとして取り組むとしております。重点施策とは、45の事業で7億5,000万円の事業予算だとしております。しかし、重点施策を選択と集中の行政運営ですというのですから、はちゃめちゃ論法、論旨は矛盾に満ちたものであります。

選択と集中とは、町長好みの事業を選択して集中的に予算配分し、行財政運営をする」と表明しているものであります。それは、まさに言葉の遊びであっても中身が見えてこないのが特徴の予算の内容であります。つまり、言葉あって中身がないという指摘ができるものであります。外に向かつては、我がまちは財政豊かなまちだと胸を張り、内に向かつては一過性の補助金のばらまきの予算編成と内容だと指摘できるのであります。

議案番号30 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

国保財政で、まず第1に指摘できることは、国保税を1世帯2万円引き下げ、払える国保税にすることです。2013年度決算で、滞納繰越額が2億2,429万円余り、毎年度滞納額を積み上げて、何よりも選択すべきは、あらゆる国保税にすること、減免制度のさらなる拡充を図ること、そして課税割合を抜本的に見直すことです。応能割、応益割、負担比率を応能に重点を置く比率にすることです。

応益割の個人均等割は、まさに生きていることを均等割を払って証明をする人頭税であります。さらに、世帯平等割は二重課税のそしりを受けるものであります。世帯平等割を引き下げることであります。応能割は、資産割の比率を引き下げ廃止を計画すべきであります。応能負担の原則、それはしょうとくにウエートを置く構造に改めることを提起をするものであります。応能応益の割合の比率を改めても国保財政の抜本的な改善には結びつきません。一般会計からの繰り入れを大幅にふやすべきであります。

町長は、応援すべきは応援する、このような答弁をされております。まずは、払える国保税にすることです。そして、抜本的には国民皆保険のかなめとして発足をした国保制度の当初の目標は相当額の国庫負担であります。この当初目標を実現をし、国保税の水準を大幅に引き下げて、誰もが払える国保税にすることです。

1984年、昭和31年の国民健康保険法改悪で、これまで医療費の45%だった国庫負担を医療費の38.5%に削減したことを皮切りに、自民党・政府は国保に対する国の責任を次々と後退をさせる、市町村国保の総収入に占める割合は、1980年度の57.5%から、2012年度には21.8%まで減らし続けてきたものであります。国保改革の道筋、それは一つは窓口負担を当面2割に引き下げること、生活困窮者を含めて全ての住民に医療を保障するという国保本来機能を回復をし、拡充することです。

同時に、当面する重大な問題は国保の広域化であります。新年度から始まります。その皮切りは、保険財政共同化安定であります。それは、まさに国保の改変、変質であります。今年度までは都道府県の国保連合会のもとに基金をつくり、市町村国保が保険財源から拠出金を出して、1件30万円を超える高額医療費について給付費を交付をする制度でございます。この仕組みを新年度から保険財政共同化安定事業の対象を1件1円以上にして、つまり全ての医療費は都道府県の国保連合会基金から給付をされることになるものであります。そうしますと、国保は保険税の賦課徴収は市町村ですが、給付財源は都道府県単位の医療保険になってまいります。

来年度以降、国保財政の流れは、一つは都道府県の国保連合会が事業に必要な費用を市町村に割り当てる。二つ目は、市町村割り当てに応じて住民に国保税を賦課し、徴収をする、市町村は住民から集めた国保税から国保連合会に拠出金を出す、国保連合会が医療給付に必要な財源を市町村に交付をする、こういう仕組みになってまいります。このことによって、何が起こるのか、国保税の平準化であります。それは、国保税を高いところに合わせる平準化であります。国保税は、値上げに結びついてまいります。

国保の広域化に行き着く先は、都道府県単位の国保にすることにあります。国保制度は、既に全ての国民が医療保険に加入して安心して最高の医療が受けられる制度として国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険制度であります。その制度を安定的に運営することは、国の責任であります。その責任にふさわしく、政府は国保運営に必要な財源を保障すべきであります。国民皆保険制度を危うくすることに反対をすることは、住民と行政の共通する願いではないでしょうか。政府にその責務を果たせと迫ることこそ要求すべきであります。

議案番号34と35、この2議案に共通する問題は、受益者負担金の賦課徴収であります。2議案の事業は、集落排水と下水道事業で、文化的で衛生的な生活を営み得る基盤整備の事業予算であります。それでありながら、受益者負担が集落排水にあつては、事業費の8%でいくわ、限度額が55万円であります。下水道にあつては、土地1平方メートル当たり、市街化区域にあつては350円、周辺集落にあつては400円あります。集排も下水道も受ける受益は一緒であります。一緒なのに、なぜ受益者負担金が違うのか。

より根本的には、そもそも受益者負担金とは何から依拠するものかということであり、それは、特別な受益があるものについて受益の限度において受益者負担金が賦課される、こういうものであります。集落排水も下水道事業も、事業によってもたらされる受益は特別な受益ではございません。ごく一般的な受益であります。ごく一般的な受益に特別な受益がありとして受益者負担金を課してはならないものであります。さらに、受益者負担金の賦課で、集落排水と下水道に受益の差がないのに、なぜ受益者負担金の算出根拠が違うのか、解明をされてしかるべきであります。

さらに、受益者負担金を事業費を基礎にして算出をする、こうした負担金を当初から事業費に充当することを予定することは、受益たる受益を否定するものであります。事業費に充当してはならないものであります。受益者負担金の賦課徴収が根本から誤っている、受益者負担金を何の解明をされることもなく安易に賦課徴収する、この2議案を認めるわけにはまいらないものであります。

議案番号36 平成27年度幸田町水道会計予算であります。

34号議案、35号議案と共通するのが、使用料に自民党の公約違反、消費税を転嫁していることであります。消費税率を5%から8%に引き上げ、消費不況を引き起こし、いまだに回復をしない経済状況にありながら、さらに10%へと増税する路線をひた走る自民党と公明党の安倍暴走政治、国民の生活をさらに苦しめる悪政の推進であります。消費税転嫁を中止すべきだと求めて、討論いたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なし認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順位は、議案番号順とし、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第2号議案 幸田町職員定数条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町行政手続条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案 幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第16号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 町道路線の認定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案 平成27年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第29号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 平成27年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択することに決しました。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部改正について、議員提出議案第2号 幸田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、議員提出議案第3号 年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める意見書（案）の提出について、以上3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議員提出議案第1号及び第2号について説明を求めます。

11番 笹野康男君。

〔11番 笹野康男君 登壇〕

○11番（笹野康男君） 改めまして、こんにちは。

議員提出議案第1号につきまして、朗読をもって提案の理由とさせていただきます。

幸田町議会委員会条例の一部改正について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成27年3月26日

提出者	幸田町議会議員	笹野	康男
賛成者	幸田町議会議員	夏目	一成
〃	〃	中根	秋男
〃	〃	池田	久男
〃	〃	酒向	弘康
〃	〃	内田	等
〃	〃	伊藤	宗次

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行及び議会運営の円滑に資するため必要があるからであります。

改正の要旨を簡単に説明をさせていただきます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、町及び教育長等の出席義務が改正されたことに伴う改正であります。

2点目としまして、常任委員会の構成を3常任委員会から2常任委員会へ編成することによる改正であります。

施行期日は、平成27年4月1日から。ただし、委員会構成の再編に伴う改正は平成27年4月30日からとするものであります。

詳しくは、議案関係資料をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議員提出議案第2号を同じく朗読をもって説明とさせていただきます。

幸田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成27年3月26日

提出者	幸田町議会議員	笹野	康男
賛成者	幸田町議会議員	夏目	一成
〃	〃	中根	秋男
〃	〃	池田	久男
〃	〃	酒向	弘康
〃	〃	内田	等
〃	〃	伊藤	宗次

提案理由

政務活動費の額の変更に伴い必要があるから。

改正の要旨を簡単に説明をさせていただきます。

議員の調査研究、その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付される政務活動費の額を増額することにより、より広域な見聞を広め、研究の進展に資するものであります。

施行期日は、平成27年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

〔11番 笹野康男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、議員提出議案第3号について説明を求めます。

3番、志賀恒男君。

〔3番 志賀恒男君 登壇〕

○3番（志賀恒男君） 議員提出議案第3号につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める意見書（案）の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成27年3月26日

提出者	幸田町議会議員	志賀 恒男
賛成者	幸田町議会議員	丸山千代子
	〃	〃
	〃	酒向 弘康
	〃	〃
	〃	笹野 康男
	〃	〃
	〃	内田 等

提案理由

年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める必要があるからである。

年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める意見書（案）

我が国では、高齢者世帯の収入の約7割を公的年金が占めており、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

こうした中、政府は公的資金等の運用について、デフレからの脱却を図り適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国の経済の状況を踏まえ、運用対象の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直しを進めることとしている。

また、公的年金の積立金の運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、昨年10月に中期計画を変更し、運用資産に占める国内債券の割合を引き下げ株式の割合を引き上げるなどの運用方法の見直しを行うとともに、内部統制やリスク管理体制の強化等を行うこととしている。

もとより、年金積立金の運用は年金財政、年金制度と密接にかかわるものであり、現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないよう長期的な健全性を確保していかなければならない。

よって、国においては年金積立金の適正運用の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 年金積立金の運用は、引き続き厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ効率的で確実な運用を堅

持すること。

2. GPIFにおいて年金積立金の運用が適切に行われるよう、ガバナンス体制の強化を早期に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

厚生労働大臣 宛

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

[3番 志賀恒男君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案3件について質疑を行います。質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

初めに、議員提出議案第1号について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 以上で議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第2号について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 以上で議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第3号について質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 以上で議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案3件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、酒向君。

[8番 酒向弘康君 登壇]

○8番(酒向弘康君) 議員提出議案第3号 年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める意見書(案)の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

年金は、老後の生活保障の柱となっており、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしているのが現状であります。

そんな中で、公的年金流用問題があったグリーンピア事業や消えた年金記録問題、また財政悪化で問題となっている厚生年金基金など、国民の年金制度に対する不信感は根強いものがあり、未納者や未加入者は今も増加している状況であります。このため、無年金者、低年金者が多くなり、今後、生活困窮者の増加につながっていくことが予想される状況であります。

このような中で、政府はGPIFに対し、基本ポートフォリオを安全な国内債券の比率を大幅に引き下げて、リスクの高い株式を中心とした運用への変更を掲げております。このリスクは、リーマンショック時の損失をはるかに上回ると言われています。そして、保険料を払う被保険者の意志を反映できる体制もなく、被保険者に十分な説明もされていません。意思確認がないまま政府が一方的に変更することは問題であり、年金積立金が棄損した場合、結局は被保険者と受給者が被害を受けることとなります。

年金積立金は、国民の財産であると同時に、その運用は年金財政、年金制度と密接にかかわるものであります。現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないよう長期的な健全性を確保していかなければならないことを申し上げ、賛成討論といたします。

[8番 酒向弘康君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号 幸田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 年金積立金の安全かつ確実な運用の確保を求める意見書（案）の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決されました。

日程第4

○議長（大嶽 弘君） 日程第4、第37号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、第37号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,338万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ135億3,025万4,000円とするものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表のとおり、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を受け、今回の補正予算にて前倒しをお願いいたしました。次世代産業創出事業を初め、2事業におきまして総額4,338万5,000円を限度に繰越明許をお願いするものでございます。

それでは、主な補正内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

55款の国庫支出金につきましては、国の補正におきまして創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金を受け、緊急支援交付金として地方版総合戦略の策定等に対する地方創生先行型とプレミアム商品券発行に対する地域消費喚起・生活支援型の交付金を新規計上するものでございます。

60款につきましては、県支出金につきましては国の地域消費喚起・生活支援型の上乗せ分としてプレミアム付き商品券発行支援事業交付金を新規計上するものであります。

75款につきましては、繰入金につきましては財政調整基金からの繰入金の追加で全体を調整するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

補正予算の説明書、10ページをごらんいただきたいと存じます。

15款総務費につきましては、良質な雇用の創出と人口還流の加速による地域の活性化という好循環を生み出すための幸田町総合戦略策定とものづくりのまちづくりとして、持続的かつ自立的な発展を図るため、産学連携による高付加価値次世代産業の創出を支援する高付加価値次世代産業創出事業調査を新規計上するものでございます。

40款につきましては、商工費、地元消費の拡大、商店街等の活性化のため町内の商店等において使用可能なプレミアム付き商品券を発行するプレミアム付き商品券事業を新規計上するものでございます。

以上が、第37号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決御承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は、終わりました。

ここで、途中でありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

これより、第37号議案の質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、第37号議案について質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 国は、経済対策と地方創生目的に、2014年度補正予算に盛り込んだ自治体向けの地域住民生活等緊急支援のための交付金として、地域の消費喚起や地方創生のため各自治体が実情に応じて柔軟に使い道を決められる総額4,200億円の交付金が決定をいたしました。内訳は、地域消費喚起・生活支援型2,500億円、地方創生先行型交付金1,700億円であります。

国の補正予算決定後の2月6日、公明党幸田支部として、2014年度補正予算に関する緊急要望書を町長に提出をいたしました。この交付金を積極的に活用し、地域消費喚起を促し、地方創生への安定した雇用創出など、活性化させられるように万全の準備など、具体的な活用方針を要望してまいりました。

この要望書の中で、地域版総合戦略の策定や交付金を活用しての創業支援や多世代交流など拠点の形成、また少子化対策なども提案してまいりました。さまざまなメニューがある中で、この事業の決定に至った経緯をお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、法律が平成26年11月28日に成立をしまして、1月14日、国から町の限度額が示され、どのようなメニューを選択するか至急回答を求められておりましたので、各課へ国からのメニューの例を添付をしまして照会をした結果、今回の先行型とプレミアム商品券の発行事業の回答があり、また近隣市の状況等も見まして決定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 地方創生型は、各自治体の地方創生に向けた戦略づくりや地域の活性化を支援するものであります。今回、次世代産業創出事業として事業展開をされる予定でございます。本町のこの補正の中で、委託料の1,704万3,000円の委託内容の詳細をお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この幸田町の総合戦略策定につきましては、まずコンサル等に委託をするものでございます。内容については、人口の現状を分析し、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示し、幸田町の人口ビジョンを策定をしていくと。また、地域の実情に応じた今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめていく総合戦略事業を策定をします。

策定におきましては、有識者等が参加した機関の意見を聞いたり検証等をするために委員会を設置をしていきます。その委員会の委員報酬が、今回また計上をされております。

2点目の高付加価値次世代産業創出事業でございます。

これにつきましては、名古屋大学に委託をするものでございます。新たな事業を展開していくことで、ものづくりのまちとしての持続的かつ自立的な発展を図るために、産学連携による高付加価値次世代産業の創出を支援するものでございます。農水産業分野におけるプラズマ科学技術を活用した新産業の創出に向け、名古屋大学と連携による研究開発による調査の実施経費を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 人口の将来の展望と、また、その人口のビジョン、5年間の基本的な策定、また研究開発として名古屋大学へ委託をして研究をしていくということでございます。さまざまな新分野でございますので、しっかりとした展望に立ち、また委員会等も策定されるようでございますが、しっかりとした意見の、招集をいたしましてお聞きをして、やはりこの委託金が、せつかく委託してかなり金額的にも大きい金額でございますので、しっかりと内容等も精査していただきながら進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、政府はこの地方創生先行型のすぐれた提案を今後対象にした上乗せ交付金という、国では300億円ということで聞いておりますが、について4月以降に募集を始めるということでございますが、すぐれた提案を対象にしたということでございます

が、この交付金について本町のいただけるような、そういう提案はされているのかどうかということのお考えをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 上乗せの交付金の関係でございます。議員言われますように、まず内容がすぐれたものに対して配分するというところでございます。ただ、今現時点では、こちらのほうの交付申請を実施していきたいというふうには考えております。ただ、今現在、詳細な内容については不明でございます。

ですので、どのような内容が採択されるのかというのは現時点では不明でありますけれども、ただ申請の一つの要件といたしまして、幸田町の総合戦略、先ほど言いました総合戦略を10月までに策定することが必要であります。従来であれば、この上乗せ交付金を申請する予定がなければ1年間かけて策定をすればいいわけでありまして、上乗せ交付金を申請するということであるならば、10月までにこの総合戦略を策定をするというのが一つは必要になりますので、10月に向けて策定をしていくつもりでございます。

スケジュール的には、7月ごろに申請をし、採用されれば10月ごろには交付決定がされるというようなスケジュールは聞いておりますけれども、詳しい内容については今現時点では不明でございます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、上乗せ交付金があるわけでございますので、総合戦略をしっかりと計画をしていただいて出していきたいというふうに思っております。

それから、次に地域消費喚起・生活支援型のことについてお伺いをいたします。

プレミアム付き商品券事業ということでございます。プレミアム商品券の詳細について、もう少しお聞かせを願いたいというふうに思います。

1枚1枚の券が使い勝手のいいように、1,000円券なのか、500円券なのかということもお聞かせを願いたいわけでありまして。

それから、このプレミアムのほうは、全国の自治体でも、今のわかっている範囲では97%ぐらいがプレミアム券の事業を展開するというところで聞いておりますが、その割合は1から3割のプレミアム率をつけるという自治体もあるようでございます。幅がかなり広いようでございますが、本町としてはどのぐらいの予定をされているのか、また近隣はどのぐらいなのかということもお聞かせをください。それから、1世帯当たり何枚まで、それが購入できるか等もお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、全国でございますけれども、議員おっしゃるとおり、1,739自治体がプレミアム商品券に取り組んでおるということで、ほぼ100%に近いような数字になっておるところでございます。

それと、商品券のセットでございますけれども、500円券24枚つづり、1万2,000円相当を1万円で販売ということで、20%の付加価値をつけておるというところでございます。

また、2割というのは、後ほど御説明するかとは思いますが、近隣市町がほぼ2割ということで、県内でもほとんどが2割ということでございまして、1割ではお徳感が若干というところで、3割ですと今後の展開に若干影響するかなという、他の財布ですが、残ってしまうかなというような懸念もございましたものですから、近隣と同一歩調で2割という形をとらせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 近隣は約2割が多いということでございます。1世帯当たり、このセットを何枚まで買えるのかということもお聞かせを願いたいというふうに思います。それから、これはお徳感もありますし、またテレビ等でも聞いたことがあるということで住民の皆様は楽しみにしておられます。今後の住民への周知、また販売方法はどのようにしていくのかをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 失礼をいたしました。1世帯当たり3セットまでということでございます。

それと、周知方法でございますが、5月の広報にて、まずお知らせをいたします。あわせて、ホームページへの掲載も考えておるところでございます。

販売方法につきましては、商工会へ委託をするということで、商工会にて販売をいたすということでございますけれども、ただ枚数に制限がございますものですから、まず町のほうから引換券、全世帯に周知をするために全世帯に引換券を郵送をするという形をとって、万が一、抽せんになるようでしたら、それなりの抽せんを行いまして返送をいたします。いずれにしろ、商工会にて販売をしていただくという形をとらせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 周知の方法は、ことしの5月の広報、またホームページ等でやられるということで、販売は商工会を中心にやっていくということでございますが、販売というのはいつごろ。周知はされます。周知はされて引換券を郵送する、そこまではわかります。また、商工会が販売するというところでございますが、販売する月というのも決まっていればお聞かせを願いたいというふうに思っております。

それから、子育ての世帯だとか障がい者への上乗せの考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。例えば、大阪の八尾市では1万円を1万2,000円、これは本町と一緒にですが、中学3年生までの子どものいる家庭は同券を8,000円で購入できるということも聞いておりますし、また堺市では同じような交付の件の内容でございますが、ここは中学3年生までの家庭は9,000円で購入ができる、また障がい者等を抱える家庭は5,000円で購入できるということも聞いております。それから、札幌市では、子どもが3人以上いる世帯はプレミアム券、この券をうちは3セットまでということで聞いたわけですが、10枚まで購入できるとか、また2人以上は5枚購入できるとか、さまざまな上乗せ分を考えてみえる自治体もございます。

本町でも、やっぱりこのような、商工会に任すということでございますが、やはり子育て世帯や障がい者をお持ちの家庭などへの上乗せ分というか特典といいますか、それ

はどういう考えでおられるかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、時期の問題でございます。

5月末に、いわゆる引換券の引きかえ可能な方への通知を差し上げまして、一般販売につきましては7月からということでございます。

また、利用期間でございますが、7月から12月31日までというふうに、今現在、調整をさせていただいております。

それと、いわゆる福祉施策に対するということでございますけども、今回につきましては、継続性の問題ですとか、そのようなことがございますもんですから、地域商店街の活性化というところに焦点を絞ってやらさせていただくということで、また事業主体が商工会ということがございますので、そのような対応をとらせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） まず、購入する引きかえですね、7月から利用できるということでございます。それから、7月から利用できて12月末まで、その券を利用して何かものを買えるということでございます。

やはり、この福祉施策の拡充、これも私は商工会への提示はしていただきたいたいというふうには思うわけでありますので、ぜひとも提案だけ、照会だけはしていただきたいたいというふうに思います。

それから、利用できる期間、今、7月から12月ということでお聞きをしたわけですが、その券が活用できる、利用できる、そういうところの店舗数をお聞かせを願いたいというふうに思います。商工会が中心になるということがございますので、商工会関係、会員の商店かなというふうに思うわけでありますが、その辺の数、わかりましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、福祉施策への提案でございますが、商工会のほうには、そのようをお願いをいたします。

それと、店舗数でございますけども、現在、商工会員数につきましては約600事業所が加盟をされております。幸田町の商工会でございますが、そのうち商業部分につきましては約200店舗でございます。ちなみに、町内の商店数につきましては、若干古い平成19年の商業統計調査でございますけども、254店舗でございます。ただ、商工会への補助金交付ということがございますので、今のところ200店舗、商工会加盟の商店200店舗を対象というふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 約200店舗で買えるということでございます。この中には、スーパー等も入っているかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、お店の創意工夫もあるといいのかなというふうに思います。例えば、券を使ったら、その店のポイントの上乗せをしてくれるとか、子ども連れの人には何々を一つプレゼントできるよとか、そういうこともお店お店で考えていただきたいたいとい

うふうに思います。地域の商店街に喚起できるような、そんなような大手スーパーに負けないような戦略を考えていってはどうかなというふうに思うわけですが、その辺についてもお考えをお聞かせください。

それから、全国では、この券のネーミングをさまざま考えているところもございます。例えば、神戸市では、こうべ買っ得商品券とか、大阪府では大阪府ぎょうさん買うたろう！商品券など、また鳥取市では福ちゃん券などの楽しいネーミングを考えて、もう既に実施しているところもあるようでございますが、このネーミング、楽しいネーミング、みんなが買って得するようなネーミングも考えてはどうかなというふうに思います、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、商工会加盟の中にスーパーはあるかという御質問でございますが、固有名詞を出して大変恐縮ではございますけども、町内でしたらピアゴとドミー、この2店舗が商工会員になっておるということでございます。

それと、いわゆる商店の側での工夫ということでございますけども、例えば、ツバキスタンプですとか、そのような制度をまず活用していただけたらなというふうには思いますが、それ以上に商工会のほうで創意工夫をしていただくように申し出はしてまいりますので、よろしくをお願いします。

それと、ネーミングでございますけども、せんだって議員のほうからの陳情等いただいた後、すぐ役場庁舎内でネーミングの募集をいたしました、残念ながら応募がございませんでした。それで、その後、商工会事業としての位置づけをされたものですから、そのまま商工会のほうに委ねてしまっているのが実態でございます。

ただ、今現在、全くの素案ではございますけども、ネーミングについてはプレミアム商品券という形ですけども、図柄として彦左、商工会のイメージキャラクターの彦左を入れていただくようなことは伺っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 商工会が中心となって進めていくわけでございますので、商工会には本当に創意工夫をしていただいて、地域に還元できるような、喚起が戻るような、そういう使い勝手のいいような、そういう商品券にしていきたいというふうに思います。

それから、プレミアム付き商品券の発行での効果、新たな消費に結びつく効果はどのくらいあるというふうに考えているかということをお聞かせをお願いします。

それから、ネーミングのほうでございますが、やはり皆さんが身近で感じられるような、そういうネーミングをぜひとも再度お願いをしていただきたいと思いますというふうに思うわけですが、図柄も確かに絵がついていると何となくほっとするような、そういう感もありますので、しっかりとお考えを願っていただきたいと思いますというふうに思うわけですが、その辺についてお伺いを願います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、効果の点でございますけども、数字であらわしておりますとおり、20%のお得感というのは、まず確実に発生をするというふうに考えて

おります。

また、2013年の日本商工会議所の調査結果としてでございますけれども、2013年までの5年間のうちプレミアム商品券を発行した実績のある自治体において、業者へのアンケート調査をされておりました、それによりますと、その中でプレミアム商品券がなかったら買わなかった商品、その金額について調べてみました。それにつきましては、商品券の発行総額の約44%という数値になっておるということで、先ほど20%のお得感ということですが、実際にはもっと大きいいわゆる経済効果というものが発現をしておるといようなことも見受けられます。

それと、ネーミングにつきましては、改めてまた商工会のほうと調整をとらせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 効果が、以前もあったということでございます。今回も国のほうの交付金でございます地域の消費喚起での交付金であるというふうに思いますので、ぜひともさまざまな創意工夫をしていただいて、結果の出る、効果の上がるような、そういう商品券にしていきたいということを再度御提示申し上げます。よろしく願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 地域が、ますます発展するように、またイメージとしてよいような商品券になるように、これからも町商工会と調整をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、この地域創生による、まち・ひと・しごと創生法によって、幸田町での配分、交付金といいますか、その額がどのようにして決まったのかをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、次に、これは全て国費かというふうに思っていたわけでありましてけれども、しかしながら財調を取り崩して一般財源も導入をするわけでありまして。そうした点で、この経済効果、それはどれだけ見込まれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、交付の決定額でございます。

まず、1月14日のときに限度額という形できたわけですがけれども、これにつきましては人口だとか段階的補正、財政力の補正等、いろいろな補正がかかりまして、その中で金額のほうが決まされてきております。うちのほうが申請という形ではなくて、国から限度額という形で決定をされてきておるとい内容でございます。

あと、経済効果ということですが、これについてはちょっとまだどのぐらいの経済効果があるというのは、先ほどのプレミアム商品券については答弁がありましたけれども、全体先行型も踏まえてということになりますと、それはちょっとまだ不明でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは、国が地方創生で全ての自治体に事業を行うように求めたものでありまして、先ほどの質問にありますように、地方戦略会議を位置づけをし、それから地方版の総合戦略策定を全自治体に義務づけるものであります。それから、地域消費喚起・生活支援型として、この二本立てを幸田町としては行うわけでありましてけれども、しかしながら、これが国の意向によって、そしてまたこの交付金も人口等や、あるいは財政力などで決定をするということでもあります。

ですから、そうした点において言えば、町の持ち出しというのがなぜあるのかということでもあります。ですから、歳入で見ますと財調から繰り入れをし、そしてこの事業を行うわけでもあります。ですから、そうした点での町の持ち出しもあるということで、その点についてどうなっているのかお聞かせいただきたいということ。

経済効果でありますけれども、これはプレミアム商品券についての経済効果は実際どうなのかということでもあります。1万円の商品券を1万枚発行するということは、住民に1億円を出させ、それに対して2,000万円のプレミアムをつけるというものですよね。だから、この経済効果というのは1億2,000万円ということに理解してよいか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、一般財源の関係で、申しわけございません。今回の歳出につきまして、それぞれ委託料を計上をさせていただいております。当然、今後、コンサル等へ委託をかけていくわけですがけれども、そうした場合に、当然、指名競争入札等を実施をさせていただきますので、そうした段階でこの金額が恐らく交付額以内におさまるのではないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 経済効果につきまして、お答えをいたします。

議員言われたとおり、1億2,000万円分の買い物ができるということでございますので、消費としては1億2,000万円分あるかとは思いますが、いわゆるお得感による消費喚起ということであるならば、20%の2,000万円というふうに考えております。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたとおり、それ以外のいわゆる効果、地域への貢献、効果というものもあろうかと思っておりますけれども、それについては27年度の12月で取引が終わった段階以降に、いわゆるアンケートをとりまして、その効果を検証していくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどは企画部長が交付金の範囲内でおさまると言われましたけれども、これは一般財源も用いているわけでもありますので、交付金の範囲内でおさまることではないというふうに思うわけですが、それから、この幸田町総合戦略策定に当たってはコンサルに業務委託をするよということでもありますけれども、全国の自治体が全て策定をするわけでもありますので、なぜ委託なのかということでもあります。第6次の総合計画策定も幸田町に合った自前の計画をつくっていくよというような前向きな

姿勢で取り組んでおられる中で、なぜこれがコンサルに委託をしなければならないのかということでもあります。

やはり幸田町に合った地域の、これからどう町を發展させていくのかということかというふうに思うわけではありますが、それが全てどの自治体も同じような計画が出たら日本全国同じになってしまうということが言えるかというふうに思いますが、なぜ委託なのかということでもあります。

本来、これは国の地方創生による事業実施であります。そうした点からすれば、全て国費では行えないのかということでもありますけれども、その点についての答弁がありませんでしたので、再度、答弁をいただきたいと思えます。

次に、次世代産業創出事業の中でですが、幸田町が来年度予算に組んでいるものづくり研究センター、これとの関連性というものはどうなのかということでもあります。ものづくり研究センターもその一環で、5年間を対象期間として実施をするものでありますので、こうしたのが、あれもこれもということやっていけば計画が計画づくりに追われて、実際これが効果を発揮するのかという点で、いささか懸念するものでありますけれども、その点についてはいかがでしょうかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、なぜコンサルかということでございます。

議員言われるように、総合計画については直営のほうで実施をさせていただいておるわけですが、今回の総合戦略につきましても、県下ほとんどのところが総合戦略のほうを策定をされる予定であるみたいであります。

そういう中で、当然、自前で、直営でやられるところもありますし、委託をかけるところもあるかというふうに聞いております。そういう中で、先ほど答弁させていただきましたように、10月までに策定をしなければいけないということもありますし、また内容につきまして当然この委員会を設置をし、その委員会からいろいろな内容を2回ほど会議を開催をさせていただいてお聞きをし、そういう中で町の独自のものを盛り込みながら進めさせていただきたいということで今回は委託のほうを考えておるという内容でございます。

それと、あと国費の関係でございますけれども、先ほど説明させていただきましたように、それぞれ委託の中で、これは不確定でございますけれども、当然、競争すれば下がってくるという中で国庫補助の範囲内に入ってくるのではないかという、これはあくまでも予想でございますけれども、そういう限度額に入ってくるのではないかというふうに思います。

それと、あともものづくり研究センターの関係でございますけれども、今回につきましては、ものづくり研究センター、愛知工科大学でこの7月から開校をさせていただきます研究センターと今回のこの高付加価値の次世代産業創出事業とはリンクをしておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町総合戦略策定に当たっては四つのことを盛り込むというふうなことで、国のほうから政策分野が求められているわけでありまして、そうした点に

おきまして、今現在、幸田町が取り組んでいることも同じ内容かというふうに思うわけですが、現在、幸田町が人口を増加させ、そして雇用の場を確保、そして定住化させる、そして子育て支援、こういうようなことで住みやすいまちづくりを目指して取り組む、このことがより今度のこの幸田町の総合戦略策定に明確化されるという、そういうものにしていく、こういうことで取り組むのか、お尋ねしたいと思います。

次に、プレミアム商品券でありますけれども、幸田町の場合ですと1万円の商品券の消費喚起型ということでありまして、このプレミアム商品券につきましては、いろんなものを取り込んでいるわけです。例えば、安城市におきましては建設券ということで取り組むわけでありまして。

ですから、そうした点で、お買い物券だけではなくて、例えば住宅のリフォームとか、そういうものに使えるというものについては考えられなかったのかということでありまして。多様な商品券というものが考えられなかったかということでありまして、その点については、いかがだったのでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 総合戦略の関係でございます。

先ほど言いましたように、本町の人口動向や将来の人口推計、分析を行って目指すべき将来の方向性や施策の方向性を踏まえた人口の将来展望を提示をしていくような人口ビジョンを考えていきたいと。

また、本町の特色や地域資源を生かした政策立案を行って、人口減少ということがありますけれども、本町におきましては横ばいなり少し増加ということでありまして、行く行くは減少ということも視野に入れておかなければいけないというふうに考えておりますので、人口減少の克服と活力の向上につなげることを目的とした戦略のほうを策定していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 多様な商品券として検討しなかったかということですが、いわゆる一般商店以外であっても、例えば材料として購入をするということではあるものですから、そういう意味でしか使えないというような状況でございますけれども、ただ何分、他市町で検討をされたようでございますが、本町においては短期間の間に計画書を提出せよというような実態もございましたものですから、いわゆる金太郎あめのような状況で申しわけございませんけれども、ほぼ横並びというような形で選択をさせていただいたというのが事実でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こうしたのを見まして、厚化粧をし直して昔の名前で出てきましたと、こういうことですよ。今から26年前に、地域振興券、それから2009年には定額給付金、皆さん大騒ぎした。我が党の成果なりと、笛や太鼓でやって、結果的にはお祭り済んで日が暮れて、これが終わったら何の効果もなかった。

つまり、過去2回、今回3回目の国民の税金をばらまくと。そのばらまきを、みんな

のぼせ上がってまって、こうやりゃあって、経済効果も、それが終わったら、また冷え込んでいくと、こういうことの繰り返しですよ。国民の納めた税金を、アベノミクスという経済戦略がもう冷え切っちゃつとるわけ。冷え切ったものを国民の関心をかうために4,200億円の使い道自由の交付金だよと言って、それは自治体がもらえばいいんだ。ただ、それでいかにも経済効果があり、こんなが使ったらおしまい。どれだけ波及効果があるかという点で、大いに疑問があると。

そうした点で、企画部長は総合戦略は10月までにつくらなきゃならんと、こういうことを言いました。義務づけられとるんですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 法律におきましては、努力規定になっておりますので、それはございませんけれども、ただ、先ほど言いました上乗せ交付金を申請する場合につきましては、それは10月までに策定をしろというふうに国のほうから指示があるのは事実でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが言われた法律は努力義務だよと、しかし金をもらうからには手を出せよというのは、半ば強制でしょう。法律よりも行政指導的な内容が優先するんですか。努力義務は努力義務、どたばたでパーンとやってきたもので、みんなつくられてくるのは、みんなどこも同じような金太郎あめの計画だよと。こういうことに、あなた方が歩調を合わせて、何が何でもつくらないかんという構えでやるから、どたばた仕事になる。そういう点では、どうですか。まさに、あなたの言われるように法律はそうだ、努力義務だ。しかし、金をもらうからにはって、そんな形で詰め腹を切らされている、そういうことについて疑問を持たないですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、10月までにつくらなければいけないのは、この上乗せ交付金、今回のお願いをするのは基礎交付金でございますので、今後、来年度に向かって上乗せ交付金を申請する場合について10月までに策定をしろということでございますので、今回の補正でお願いをするものにつきましては、それは10月までにつくれとか、そういうものではございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何かね、これについて、えらくバラ色に描いているけども、例えば、このときには、ふるさと創生1億円ということで幸田町は1億円もらえんかったけどな。財政豊かだといって、隣の蒲郡が8,800万円かけて小学校の屋上に観光誘致のためのネオンサインをパーンとやったら、父兄から何を考えとるんだって物すごい反発を打って、わずか1年で投棄された。経済効果があつたかといえば、まあ、そんなものは、くれてやったものだから、使っただけだ、どこの自治体もそうなんだ。今回の関係もそうだ。笛や太鼓で大騒ぎして、日が暮れている。こういうお祭り騒ぎの中で、我んとこ、我んとこという形でやっていくことがいいのかどうかということも含めて、私は検討「していきべきだろう」、と。

もう一つは、先ほど環境経済部長が商工会の関係を言われた。あなたもちよこつと言われて、私は書き切れなかったですが、それは書き切れるのがいいか悪いは、要は商工会を窓口にして事業主体をつくっていく。そうしたときに、あなたも言われたように、商工業者で、この使い道自由の商品券を扱えるのは商工会に加入をしていなきやならんということなのかどうなのか。

商工会は任意の団体ですよ。そういった点で、この商工会に入っていない商工業者が、この商品券の関係についてはどういう扱いをする。冷遇をするのか。ちゃんと会費を払って商工会の会員になれよと、こんな勧誘を行政がするのか。要は、商工会は任意の団体、その任意の団体に入っていない商工関係者に、この交付金の関係では、プレミアム付きの商品券についてはどういうふうに使われるのか。あっちゃこっちゃ言うんだったら、企画部長が俺が筆頭だって言うなら、おまえやりゃいいよ。俺は知らんと横を向くなよ。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、商工会員の関係でございますけども、事業主体が商工会ということでございますので、商工会員が対象というふうになるかと思えます。

ただ、私どもとしては地域商工会の発展ということでございますので、この機会を捉えて、いわゆる会員拡大に努めていただけたらなというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 物事を逆に捉えちゃあかんですよ。商工会が事業主体か、幸田町が事業主体でしょうが。幸田町が事業主体のものを、自分たちは面倒くさいし、手間暇かけてやることでもねえわと言って商工会にポーンと丸投げしたわけです。そうでしょう。それで、あなたの意見としては、事業主体は商工会だと、商工会に入っていない人には門戸を閉ざしとると。まあしかし商工会として100%会員として組織することが一番いいから、会員加入の促進の起爆剤として、この金を使う。ちょっと、えらくないか。余りにも心が狭過ぎへんか、どっかの町の町長と一緒にや。自分の気に入らんものは全部はじき飛ばし、そうじゃない。これは国民が納めた税金をアベノミクスの経済効果が全くないからといって、プレミアムをつけて自治体に交付金で使い道自由だよと言って、国民の税金ですよ。国民の税金でありながら、幸田町が幸田町商工会に丸投げする。商工会は、ありがとさん、これを機会に加入促進だあといって、そんなところで選別をする、差別をする、それがこの交付金の使い方か。

そういった点でいけば、私は商工会に加入している加入していないのが条件ではない。全て幸田町の中にいけば、商店で頑張っている人たちにも、この商品券は渡すべきだということと同時に、あなた言われた、町内のスーパー、大型店にもその2店舗が入っているからやりますよ。これは商店街で使わずに大型店へ行った、その中でイオンに91%が使われたよ、これは既に新聞報道がされとるわけです。そういう使われ方がいいか。こういう点からいけば、商工会に丸投げするなら丸投げしても、丸投げしたということは、何でも好きなようにやってくださいじゃなくて、行政としてきちっと商工会が窓口になって事業を進めていただきたいけれども、商工会に入っているか入っていないかということでやっちゃあかんよと、そのぐらいのことはできるでしょう。やらないで

すか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、事業主体につきましては幸田町商工会ということでございます。これは、間違いはございません。

それと、商工会員以外の利用ということでございますけども、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、いわゆる会員拡大に御努力はいただくわけではございますが、それ以外の方につきましても、今後、商工会と調整をとらせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた、先ほど会員を対象にした限定だよと。それにあわせて、加入の促進を図っていただくということで、目の前にぶら下げた餌で、これは地域振興だって一過性ですぐ冷えてしまうようなものでも、商工会に委託したならば、これは商工会は餌として使う、そういうことについてあなたは容認したわけだ。それは容認するのはおかしいじゃないかと、原資は国民の納めた税金だよと。その税金が回り回って幸田町にきて、幸田町が商工会のほうで事務委託するような形で窓口になってやってくれよと。ただし、おまえんのところで加入しとらんかったらちいたあ制限加えたっていいわと、入とらんのが悪い、それは国費の使い方か、税金の使い方か。それは商工会とよくお話をするレベルのもんじゃない。

あなた方自身が、商工会に加入云々の問題じゃなくて、こういうものを扱って幸田町全体の商店が、この目的である消費喚起をするような形で対応をする。そうしていかなきゃ、これはみんな冷めちゃう。あっ幸田町と一蓮託生で税金を自分たちの会員拡大、組織拡大に使っとるのか、そんなふうに言われたら、あなた方はどうします。それは、初めから商工会に加入・未加入関係なく、幸田町で店舗をして商品券対象の商品を扱っている業者と同時に、大型店舗なんか対象外にせなあかん。商工会に入っとるから入っとらんかというのを尺度にするけども。大型店舗へみな流れていくわけだ、この大半が。それで地域の振興に役立つか。先ほど申し上げましたとおり、我が党の成果なりって、定額給付金をどえらい騒いだ。何の効果あれへんかった。そのことの二番煎じをやるな、そこから教訓を酌んでどうしていくのかという点でいくと、幸田町から改めて商工会にきちっと申し渡す。

極端な言い方をしたら、そんなことは嫌だとなったら引き上げりゃいいんじゃない。自分たちでやる。もともと税金をかけて、手間暇かけてやるほどの問題かどうかという点は、もう既にマスコミ等で、こんな無駄な使い方やって、我が成果なりってやっていくこと自身おかしいんじゃないかという指摘もされてきとる中で、我が幸田町は商工会に入っているか入っていないかを尺度にするというようなことをやっちゃあかん。きちっと、あなたの見解で、よくお話ししてというもんじゃなくて、あなた自身がどういうポリシーを持って対応するのかということが問われているわけです。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） はい、わかりました。今後、町内商店に対して取扱店の募集を行うわけでございます。その段階では、当然、非会員も中に申し込まれる方がみえ

ると思いますので、その取り扱いにつきましては私どものほうから調整をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

また、大型スーパーの件でございますけども、こちらにつきましては、町内の一般商店の方々にもやっぱり御努力をいただいて消費を、いわゆるこのプレミアム商品券を使用していただけるようなサービスですとか、そういうことを考えていただくということであると思いますので、その点につきましても、今後、商工会と詰めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 募集をかけるということですが、募集をかけるときに、きちっと商工会の加入・未加入を問わずということをしとかなないと恩着せがましいんだ。商工会が、そういう募集をかけたときに、まあそれじゃ、入っとらんやつも、入っとらん商店街も対象にしてやらなあかんと言われりゃ、そんなが小さな親切大きなお世話かいと。自分の意志をもって商工会に入っていない人たちを、そういうような形で振り向けさせること自身が、あなた方の感覚がよこしまだと。

だから、商工会の会員である会員でないことを問わずに、こういう使い道自由で、税金のばらまきをやるような施策を国がやってきたんで、これに幸田町も一枚乗っていくけれども、税金は皆さんの納めたものでございますと、それをうまく活用するためにも幸田町に店舗を構える大型店を除く商店街を対象にする。商工会に加入していない、加入するということは条件にしないことにして、たまたま窓口が商工会だということですから、それでやるなら、そういう窓口を狭め敷居を高くする。これは使い勝手自由だというなら、やり方も自由な、扱い方も自由な形にしていかないと、結果的には差別と選別を押しつけて、住民の側から、あの店へは行けへん、せっかくもらったけど行けへんよというのは、これは地域振興になるのか、そこら辺はきちっと考えていただきたいですが、どうでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 大型店を除外するという事は、これはやはりできないというふうに考えておりますので、地域全体で商工会中心となって、いかに小規模商店も魅力を打ち出していくかというのを、この事業の中で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

非会員の取り扱いにつきましては、議員が申されたとおり、商工会のほうには申し入れをしておきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） たまたまこの関係でいけば、奈良県の大和郡山市が大型店もその対象にするという形で、これは過去の問題ですけども。予算の中で入ってきとるわけです。要は、市内の主婦が全額を大型店で使いましたと言っとるわけです。そうしたときに、そういう大型店で実際にさっきのを使われたのは、先ほど申し上げた91%が大和郡山では使われたという点からいったら、極めて冷めた感覚だと。それほどに大騒ぎして、我が党の成果なりと言って、結果的には定額給付金、1億円創生の関係もある。

ですから、私はそういう点からいけば、今回の4,200億円、政府が膨大な手間と

費用をかけて税金を集めてばらまく、そんなことをやるなら、本当に生活を支えていく層、いわゆるそういう生活の困窮、貧困層というのはたくさんあるわけです、幸田町もある。そういう人たちを対象にした絞り込みをすることによっての税金の使い道というのはいいと思うんです。しかし誰でもいらっしゃいと、全世帯がばあばあばあばあ使って、終わったら消費がまた冷え込んじゃったと。また、もとのもくあみが定額給付金であり、ふるさと創生であり、今回の地域振興の4,200億円。まさに、政党や政府が税金を私物化して、国民をあおり立てて一過性で終わって、お祭り済んで日が暮れてと、こういうところに手をかすということですよ。

そうしたことも含めていくなれば、私は今のようやり方でいいということではない。もう少し精査をすべきで、つまりこの関係は絞り込みをして、いわゆる貧困層と言われる人たちへの支えになるような、そういうことを、まだ時間はあるわけなので・・・ましてや上乗せをもらうために総合戦略を考えた、こんなが努力義務なんで、つくたってまた棚ざらしになるだけだ。無駄なだけ。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） ただ、今回の事業でございますけども、いわゆる20%の上乗せ分について国費が入っておるということでございます。かつての地域振興券ですとか定額給付金のように100%国費でというのではなく、やはりみずからの懐からも出てくるというような形でございますので、あの制度とは若干違った経済効果は発現するというふうに考えております。

それと、地域商店街へのことでございますけども、いわゆる券そのものを500円券にして、まちの商店でも使いやすいような工夫もしておりますので、そういうような趣旨の広報のほうはさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第37号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算(第7号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第37号議案は、原案どおり可決されました。

日程第5

○議長(大嶽 弘君) 日程第5、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題とします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付してあります(案)のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長申し出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成27年3月2日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時04分

○議長(大嶽 弘君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成27年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方には、本定例会に当たりまして、去る3月2日から本日までの25日間、大変長い間にわたりまして、大変御多用にもかかわらず、終始、熱心に御審議をいただき、私どもから提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会の審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、町民福祉の増進と町政発展のために努力をしまっている所存でありますので、よろしくお願いをいたします。

また、6名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたの御質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

特に平成27年度当初予算関係につきましては、私、2期目の予算編成となりましたが、政府による地方創生などのさらなる経済対策などにより緩やかな景気回復を見込んでおりますが、防災安全対策と将来を見据えた計画づくりを重点施策と位置づけ、子育て支援、教育などの施策にも配慮してまいります。

また、夢のあるまちづくりのために、駅前や3地区の都市基盤整備や企業誘致に向けた取り組みを継続するとともに、引き続き行政改革にも積極的に取り組みながら、将来に向け第6次幸田町総合計画などの計画の策定や公共施設等総合管理計画など、各施設の長寿命化計画の策定を行い、持続可能な財政に努めてまいる所存でありますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

ここで、1点御報告をさせていただきます。

人事異動の件でございます。

今年度末に17名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしてくれましたことに改めて謝意を表したいと存じます。とりわけ、その中には部長級4名が含まれております。長きにわたり勤務をいただいた健康福祉部長の鈴木司君、消防長の山本正義君、教育部長の春日井輝彦君、議会事務局長の山本忠志君であります。幸田町行政の発展のために、それぞれの持ち場で行政実務のかなめとして努力をしてくれました。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

鈴木健康福祉部長につきましては、昭和49年に本町の職員として採用され、41年にわたり勤務され、平成22年には産業振興課長、平成24年には健康課長、そして平成25年から健康福祉部長として産業振興や福祉行政等の推進に尽力をしてくれました。

山本消防長につきましては、昭和52年に本町消防職員として採用され、38年にわたり勤務され、平成20年には庶務課長に、平成24年に消防次長兼庶務課長、そして平成25年からは消防長となり消防行政の推進に尽力をしてくれました。

春日井教育部長につきましては、昭和51年に本町職員として採用され、39年にわ

たり勤務され、平成19年には財政課長、平成23年には教育部次長、そして平成24年には教育部長を担当し、教育行政の推進に寄与してくれました。

山本議会事務局長につきましては、昭和54年に本町職員として採用され、36年にわたり勤務され、平成19年に監査委員事務局長、平成22年に福祉課長、平成24年に学校教育課長、そして平成25年に議会事務局長となり、事務局としての議会運営に尽力をしてくださいました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの努力に謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも現役の職員に対し指導・助言とあわせ、引き続き町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度の4月1日付の人事異動でございます。お手元に届いているかと存じますが、新規採用職員を17名とし、職員総数は337名で、現在と増減はございません。今回の異動は、総勢134名でございます。

異動に当たっての基本的な考え方は、効率的な行政運営を引き続き円滑に推進するため、次長職の1名と課長職の4名を部長職に、課長職の7名を次長職に、主幹の1名を課長職に、課長補佐の5名を課長職に昇格させるなどの異動を中心といたしました。

また、部長級といたしましては、その職責と役割をより明確化し強化するために、新たに企業立地監を新設いたしました。部次長級につきましては、本町初となる女性職員を登用いたしました。

このほか、名古屋大学の減災連携研究センターと未来社会創造機構への職員派遣は引き続き行うことといたしました。また、新たに経済産業省中小企業庁に1名、愛知県防災局消防保安課1名、愛知県市町村職員振興協会の1名の職員派遣を行ってまいります。

4月1日から新体制のもと、私を初め職員一人一人が知恵と工夫を凝らし、常に住民目線での行政運営を心がけ、住民の信頼に答えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、議員の皆様方におかれましては、町議会議員の4年間の任期が4月29日に満了を迎えることになりまして、再度選挙に臨まれる方、また今回をもって退任される方、さまざまであろうと思いますが、これまでの御指導・御尽力に対し敬意と感謝を申し上げますとともに、議員各位には、くれぐれも健康に御留意をいただきますように、そして町政に対しまして変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、この3月末日に退職されます山本消防長、鈴木健康福祉部長、春日井教育部長、山本議会事務局長の4名から発言の申し入れがありましたので、発言を許します。

〔消防長 山本正義 登壇〕

○消防長（山本正義君） ただいま町長のほうから紹介がありましたとおり、私は昭和52年に発足2年目の消防本部に奉職し、38年が過ぎました。制服を着るのも、きょうが最後となりました。

この間、平成16年には防災安全課の前身となる安全対策室に3年間出向させていただきまして、そのときから議員の皆様とのおつき合いが始まったと考えております。こうした中で、議会では救急車の更新などいろいろありましたが、議員の皆様方の消防の火災、救急、消防団につぐ熱い思いをひしひしと感じながら消防行政に取り組んでまいりました、何分にも非力でありましたので、どれだけ議員の皆様にお応えすることができたかと考えております。

4月からは、しっかりと体がなまってしまいましたので、少しでも体を動かして生活していきたいと考えております。議員の皆様方には、健康でこれからも幸田町のために御尽力いただければと思っております。大変長くお世話になりました。

ありがとうございます。

〔消防長 山本正義君 降壇〕

〔健康福祉部長 鈴木 司君 登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議長のお許しをいただきまして、今回、このように挨拶をさせていただく機会を得ました。まずもって、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私は、41年間、幸田町役場で就職をし、都市計画、教育委員会、それから税務など、さまざまなところで事務を務めてまいりました。今、振り返ってみますと、私が幸田町で何ができたのか、実はよくわかりません。しかし、その時々において住民福祉の推進のために常に、今、何ができるのか、今、何が必要なのかを真剣に考えながら、常に全力で取り組んできたつもりでございます。

もとより微力な私ですが、幸田町長を初め役場の職員の皆さん、そして議員の皆様方の温かい御理解と、そして御指導のおかげで今日まで大過なく務めてきたものでございます。非常に感謝をいたしております。

私は、幸田町、そして議員の皆様方に多くのことを実は学ばせていただいたと思っております。また、育てていただいたと思っております。この感謝の気持ちを少しでも忘れないように、今後、幸田町のために何かお役に立てることがあれば努めていけたらなというふうにも考えております。

今後、議員の皆様方の御健勝、そして御活躍と幸田町議会のますますの御発展を心より御祈念申し上げまして、意は尽くしませんが御挨拶とさせていただきます。本当に長い間、お世話になりました。

ありがとうございました。

〔健康福祉部長 鈴木 司君 降壇〕

〔教育部長 春日井輝彦君 登壇〕

○教育部長（春日井輝彦君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私は、昭和51年4月に役場に奉職しまして、39年間、この間、総務、産業、監査、財政、学校教育、そして最後の3年間は教育部長として務めさせてさせていただくことができました。この3月末日をもって退職とすることになりました。

議員の皆様には、町民大運動会では種目に御参加いただくなど、議会はもとより大変お世話になりました。改めて感謝申し上げます。

今後は、一町民として、また引き続き庁内にて務めさせていただく予定であります。どうか皆様もお元気で、これからも御活躍されますよう心よりお祈りいたしております。本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

〔教育部長 春日井輝彦君 降壇〕

〔議会事務局長 山本忠志君 登壇〕

○議会事務局長（山本忠志君） 議長からお許しをいただきましたので、退職に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

私は、昭和54年4月に幸田町職員として就職し、36年がたちました。36年前、幸田町民の方々の役に立ちたい、町民のために働きたい、そういう気持ちで役場の職員を希望し、就職したことを思い起こします。きょうまでどれだけの役に立てたのか、はかることはできませんけれども、自分なりに一生懸命やってきた思いであります。

この2年は、議会事務局長として議員の皆様が一番近いところで務めさせていただきました。局長として至らない点は数々ありましたが、皆様の支えがあって、きょうこの日を迎えることができ、感謝を申し上げます。

今は、ほっとした気持ちと達成感がじわっと込み上げてまいります。私の場合、定年前の退職となりますが、形はさまざまですが、これからも現役でありたい思いであります。新たな挑戦になりますが、新天地で引き続き頑張っていきたいと思っております。

最後になりますが、皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、感謝とお礼の挨拶をさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔議会事務局長 山本忠志君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 退職されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、また、議事進行に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、成立しました各議案の執行に当たって、審議の過程において表明されました意見・要望等を十分尊重し、適切に運用され、一層の努力をされることを申し上げます。

大変長時間にわたる御審議、御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

大変、御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年3月26日

議 長

議 員

議 員